

静岡市規則第15号

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 7 年 3 月 26 日

静岡市長

難波 喬 司

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則（平成28年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「貸与」を「貸与等」に改め、同条第1項中「遠距離大学等通学費貸与申請書」を「遠距離大学等通学費貸与（変更）申請書」に改め、同項第3号中「世帯全員」を「申請者及び保護者」に改め、同条第2項中「末日の前後1月間」を「初日から末日の1月後までの期間」に改め、同条に次の2項を加える。

3 条例第8条第1項の規定により資金の貸与の決定を受けた事項の変更を申請しようとする者は、遠距離大学等通学費貸与（変更）申請書に第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、同項第1号から第4号までに掲げる書類については、既に市長に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

第3条の見出し中「貸与の決定等」を「貸与等の決定」に改め、同条中「の貸与」の次に「若しくは条例第8条第2項の規定により資金の貸与の変更」を加え、「貸与をしない」を「不決定をした」に、「遠距離大学等通学費貸与決定（不決定）通知書」を「遠距離大学等通学費貸与（変更）決定（不決定）通知書」に改める。

第6条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

第7条中「第9条」を「第10条」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項第1号中「第11条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2項中「第11条第1項第2号」を「第12条第1項第2号」に改め、同条第3項中「第11条第2項」を「第12条第2項」に、「様式第10号」を「様式第10号」に同条第1項各号に該当すること

を証する書類を添えて、」に改め、同条第4項中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第10条第1項中「第12条」を「第13条」に、「様式第12号」を「様式第12号」に同条の規定による資金の返還を猶予すべき事実を証する書類を添えて、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、大規模災害等により当該申請者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認める場合は、添付することを要しない。

第10条第2項中「第12条」を「第13条」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

遠距離大学等通学費貸与（変更）申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 住所
ふりがな
氏名
保護者 住所
氏名
本人との続柄

遠距離大学等通学費の貸与を受けたい（変更したい）ので、静岡市遠距離大学等通学費貸与条例第4条（第8条第1項）の規定により、次のとおり申請します。

- 1 貸与を受けようとする金額 円
- 2 貸与を受けようとする通学定期券の区間 駅から 駅まで
- 3 貸与を受けようとする期間 年 月から 年 月まで
（定期券の写しの内訳）

期間	種別	定期券の金額	1箇月分の貸与金額
月 日から 月 日まで	1箇月 3箇月	円	円

- 4 在学している（入学が決定している）大学等
 - （1）名称
 - （2）所在地
 - （3）入学年月日 年 月 日
 - （4）卒業予定年月日 年 月 日
- 5 変更の理由
- 6 変更の内容

	変更前	変更後
貸与金額	円	円
1箇月分の貸与金額	円	円
通学定期券の区間	駅から 駅まで	駅から 駅まで
貸与期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで

（注）変更申請を行う場合は、「5 変更の理由」及び「6 変更の内容」のみ記入してください。

様式第2号中

「

本人	性 別	男 ・ 女
	現 住 所	
	電 話 番 号	
	生 年 月 日	年 月 日 () 歳

を

」

「

本人	現 住 所	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	
	生 年 月 日	

に

」

改める。

様式第3号中「遠距離大学等通学費貸与決定（不決定）通知書」を「遠距離大学等通学費貸与（変更）決定（不決定）通知書」に改め、「第5条」の次に「（第8条第2項）」を、「の貸与」の次に「（の変更）」を加え、「2 貸与を決定した金額」を「2 貸与を決定した金額（変更後の貸与決定額）」に、「3 貸与を決定した期間」を「3 貸与を決定した期間（変更後の貸与決定期間）」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第4条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）静岡市長

通学費の貸与の決定を受けた者

住所

本籍地

氏名

電話番号

生年月日

保護者

住所

本籍地

氏名

本人との続柄

電話番号

生年月日

連帯保証人

住所

本籍地

氏名

㊦

電話番号

生年月日

- 1 貸与を受ける金額（変更後の貸与を受ける金額） 円
- 2 貸与を受ける期間（変更後の貸与決定期間） 年 月 から 年 月まで

私は、通学費の貸与を受けるに当たり、静岡市遠距離大学等通学費貸与条例及び静岡市遠距離大学等通学費貸与条例施行規則の規定を遵守することを誓約します。

なお、通学費の返還債務が生じたときは、借用証書及び遠距離大学等通学費返還明細書等の書類を提出し、返還期間内に誠意をもって返還することを誓約します。

遠距離大学等通学費返還明細書の計画に基づく支払等を継続して怠ったときは、当然に期限の利益を失い、返還金の全部又は一部について直ちに返還を命じられても異議はありません。

連帯保証人は、それぞれ返還債務を本人と連帯して負担します。

様式第7号中「第9条」を「第10条」に改める。

様式第9号中「第10条第1項」を「第11条第1項」に改める。

様式第10号中「第11条第1項の」を「第12条第1項の」に、「第11条第1項第2号」を「第12条第1号第2号」に改める。

様式第11号中「第11条第1項」を「第12条第1項」に改める。

様式第12号及び第13号中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。